

湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例 (案)

パブリックコメント用

湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例 (案) . . . 1

【パブリックコメント用 解説付き条例案】 3

平成 23 年 2 月 14 日

湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、路上等の喫煙防止について必要な事項を定めることにより、町民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって健康で安全・快適な地域環境を確保し、観光都市にふさわしい環境の整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路、公園、駐車場、河川、広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 町民等 町民、旅行者その他町に滞在し、又は通過する者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を行うものとする。

2 町は、路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関し、町民等及び事業者に対して意識の啓発に努めるものとする。

（町民等及び事業者の責務）

第4条 町民等及び事業者は、町が実施する路上等の喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

（路上等の喫煙の制限）

第5条 町民等は、路上等での喫煙をしないように努めるものとする。ただし、路上等の管理者が指定した喫煙場所にあつては、この限りでない。

2 前項の指定された喫煙場所において灰皿等の設置がされていない場合は、自ら生じさせた吸殻は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

（路上等の喫煙禁止区域の指定等）

第6条 町長は、町民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上等での喫煙を特に防止する必要があると認める区域を、路上等の喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間を限って行うことができる。

3 町長は、禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

（禁止区域の指定の変更等）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（禁止区域における路上等の喫煙の禁止）

第8条 町民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。ただし、町長が別に定める場所においては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【パブリックコメント用 解説付き条例案】

湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、路上等の喫煙防止について必要な事項を定めることにより、町民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって健康で安全・快適な地域環境を確保し、観光都市にふさわしい環境の整備に寄与することを目的とする。

【 路上等での喫煙を防止することによって受動喫煙による人々の健康被害を防いだり、ポイ捨てなどによる地域環境の悪化を防ぎ、町民憲章に謳う「さわやかな誰もが訪れたいまち」の構築に繋げるという目的を示しています。 】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路、公園、駐車場、河川、広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 町民等 町民、旅行者その他町に滞在し、又は通過する者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。

【 この条例で使われる用語の説明です。「路上等」、「町民等」、「事業者」の各々の用語を定義したものです。 】

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を行うものとする。

2 町は、路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関し、町民等及び事業者に対して意識の啓発に努めるものとする。

【 この条例の施行に際して、第3条と第4条で町や町民等及び事業者は何をしたらいいかを規定しています。第3条では、町が路上等での喫煙の防止に関して果たすべき役割を規定しました。 】

（町民等及び事業者の責務）

第4条 町民等及び事業者は、町が実施する路上等の喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

【 第3条では町が果たすべき役割を規定しましたが、第4条では町が行う施策に対して、町民等や事業者が果たすべき役割を責務として表したものです。 】

（路上等の喫煙の制限）

第5条 町民等は、路上等での喫煙をしないように努めるものとする。ただし、路上等の管

理者が指定した喫煙場所にあつては、この限りでない。

- 2 前項の指定された喫煙場所において灰皿等の設置がされていない場合は、自ら生じさせた吸殻は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

【 受動喫煙を無くし健康被害を防いだりポイ捨てを防止するために、全ての人々に道路、公園及び広場など屋外の公共用地での喫煙をしないように努めていただきたいという努力義務の規定です。 】

(路上等の喫煙禁止区域の指定等)

第6条 町長は、町民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上等での喫煙を特に防止する必要があると認める区域を、路上等の喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間を限って行うことができる。
- 3 町長は、禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

【 受動喫煙の状況やポイ捨ての状況などを総合的に勘案し、喫煙を禁止するべきだと町長が判断した場合には特定の区域を喫煙禁止場所として指定することができることとしています。また、区域指定の方法についてもここで規定しています。 】

(禁止区域の指定の変更等)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

【 第6条の規定により指定された喫煙禁止区域の変更、解除についての規定です。 】

(禁止区域における路上等の喫煙の禁止)

第8条 町民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。ただし、町長が別に定める場所においては、この限りでない。

【 第5条では喫煙をしないように努めていただくという努力義務を謳っていますが、ここでは、「禁止区域として指定された場所では喫煙をしてはならない」と喫煙への規制を強く打ち出しています。 】

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

【 条例の施行にあたっての詳細は、規則で定めることとなります。】

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。